価もそうだね。でも、ドキドキというほどではないかな。上場している有価証券の時価は、取引所での市場価格がある。これらは証券会社やネットで調べることができるからね。

E子　では、ドキドキする時価というのは、どのようなものでしょうか。

部長　大きく分けて2つある。まずは土地だ。「土地は一物五価」と言われるくらい色々な評価の方法がある。

E子　私が知っているだけでも、路線価とか固定資産税評価額とかあります。

部長　たとえば、中小企業などは社長個人の土地を自分の会社に売却する場合に慎重になる必要がある。

E子　何が問題になるのでしょうか？

部長　「個人から著しく低い価額で財産を譲り受けた場合には、その財産の時価と対価との差額相当額を、譲渡した人から贈与により取得したものとみなす」という決まりがある（低額譲渡）。安すぎる値段での取引は、時価で譲渡したものとみなす、ということだ。

E子　本来より安く土地を売却したら、売却した個人は所得税を安く抑えられますし、売却を受けた会社は本来より安く入手できてお得となりますものね。

部長　低額譲渡とされると、売り手は時価で売却した場合の所得税を納める、買い手は得した分を受贈益として収益計上をする、買い手である会社の株主は、会社の価値が上がった分の贈与を売主から受けたものとして贈与税がかかる、と恐ろしいことになるぞ。

E子　土地の時価って様々な評価方法や評価額があるので、いきなり「著しく低い」と言われても困りますね。

部長　国税庁では、土地等や建物などは「通常の取引価額相当額」、その他の資産は「相続税評価額」を時価と考える、と言っている。

E子　「通常の取引価額相当額」ってどうしたら…ドキドキと言いますか、もうお手上げです。

部長　土地のほかのもうひとつは「非上場株式」だ。中小企業の株式の評価だね。

E子　こちらは上場株式と違って取引所による価額はありませんが、「相続税評価額」ですから、一定の方法があるので楽ではないでしょうか。

部長　まあ決まりがあるのは確かだが、そもそも非上場株式の評価は複雑だったり、実は相続税用の相続税評価額そのものではなく、評価に4つの条件がプラスされたりもしている。

E子　私たちでは評価は無理ですね。

部長　実際にやるときは専門家に聞かないと。また、低額譲渡は全く関係ない第三者間の取引では原則として問題とならないとされているものの、不当に税を逃れると思われる取引の場合にはその限りではない。

E子　同じ時価でも昨日のお寿司屋さんの時価のほうが分かりやすいです。

部長　もう少し明確にしてほしいよね。